

基本施策Ⅱ-1

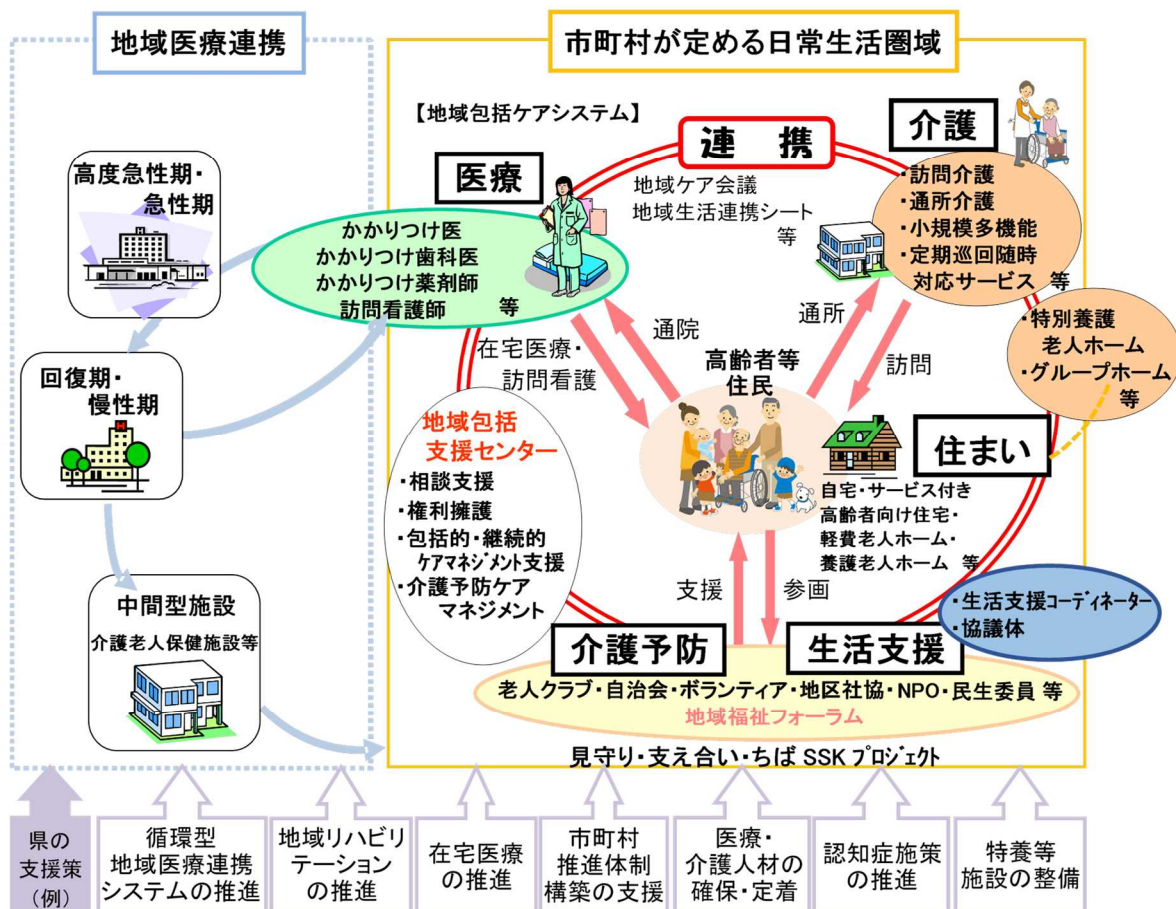
地域包括ケアシステムの推進体制構築への支援

趣旨 地域包括ケアシステムの構築に取り組む市町村を支援します

現状及び課題

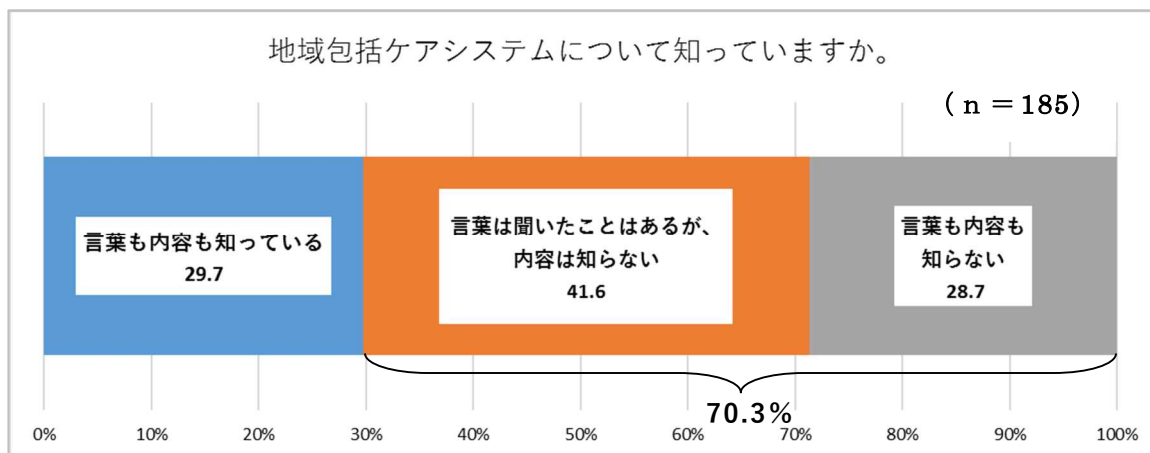
- 「地域包括ケアシステム」とは、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援サービスが地域の中で一体的に提供される仕組みのことです。各地域でのシステム構築のためには、医療や介護等の専門職だけでなく地域の一人ひとりが高齢者の生活の担い手として、地域づくりへ参加することが重要です。

地域包括ケアシステムのイメージ



- 平成 28 年度に県が実施したインターネットアンケート調査結果では、約 7 割の人が「地域包括ケアシステム」の内容を知りませんでした。そのため、高齢化が進展する中で目指す地域社会の在り方について、県民に分かりやすく啓発していく必要があります。(図 3-2-1-1)

図 3-2-1-1 地域包括ケアシステムの周知状況（千葉県）



※ 実施期間：平成 29 年（2017 年）2 月 1 日～2 月 14 日

- 地域包括ケアシステムは、多様な資源を活用して地域の特性に応じて市町村が主体的につくり上げていくものですが、医療・介護連携の体制づくりや認知症施策等、市町村が課題とする分野への支援が必要です。
- 市町村が設置し、地域住民からの総合相談や権利擁護、介護予防のケアマネジメント等を行う「地域包括支援センター」が地域包括ケアシステム構築の要としての役割を十分に担えるよう、その機能の強化を図ることが重要です。
- 地域住民や多職種の参加を得て個別事例から地域課題を抽出し施策につなげる地域ケア会議は、地域のネットワークの拡大や関係者間の課題意識の共有に繋がることから、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士といったリハビリ職や薬剤師、栄養士などの各専門職にも参加をより積極的に呼びかけるほか、地域の実情に応じて効果的に開催することが必要です。

取組の基本方針

① 地域包括ケアシステムの推進に向けた県民の理解の促進

- 地域包括ケアシステムを自らの問題として考えられるよう、県民に対して分かりやすい啓発を行います。

取組	概要
地域包括ケアシステムに関する県民への普及啓発 (高齢者福祉課)	地域包括ケアシステムを県民に周知するため、県のホームページを活用するほか、様々な機会をとらえて情報発信します。

② 地域の特性に応じた体制づくりを進める市町村への支援

- 地域の実情に応じた地域包括支援センターの設置を促進します。あわせて、職員が専門性を生かしながら、住民の多様なニーズや相談に総合的に対応できるよう機能強化を図ります。
- 地域のネットワーク構築や介護予防の取組などの成果につながるよう、地域包括支援センター等が開催する地域ケア会議の運営を支援します。
- 制度の狭間にある人や複合的な課題を抱えた人などを包括的に相談支援する「中核地域生活支援センター」を運営するとともに、住民に身近な市町村において包括的な相談支援体制が整備されるよう市町村等に対する助言等のバックアップを実施します。
- 市町村における地域包括ケアシステム構築をサポートするため、市町村職員への研修や医療と介護の連携を深める場の提供など、市町村の課題に対応した支援を行います。

取組	概要
地域包括支援センターの整備への支援 (高齢者福祉課)	地域包括支援センターの整備に要する経費について助成します。
地域包括支援センター職員等への研修の実施 (高齢者福祉課)	地域で暮らす高齢者の自立した生活への支援を促進するため、地域包括支援センター職員に対し、総合相談支援・権利擁護・包括的継続的ケアマネジメント支援・介護予防ケアマネジメント業務に関する研修を行います。

Ⅲ 施策の推進方策
 基本施策Ⅱ-1
 地域包括ケアシステムの推進体制構築への支援

<p>地域ケア会議の運営支援 (高齢者福祉課)</p>	<p>地域の関係機関のネットワーク構築に有効とされる地域ケア会議の効果的な運営を支援するため、市町村や地域包括支援センターの職員を対象にした勉強会を実施します。</p>
<p>中核地域生活支援センターの運営及び市町村への包括的相談支援体制の普及 (健康福祉指導課)</p>	<p>24時間365日体制で、制度の狭間にある人や複合的な課題を抱えた人などの相談支援、市町村等のバックアップ、関係機関のコーディネート及び権利擁護を行う中核地域生活支援センターを県内13か所に設置、運営します。また生活困窮者に対する自立支援の強化を図るため、町村部を所管する同センターに、包括的な相談支援を行う支援員を配置します。</p> <p>さらに、地域住民に身近な市町村において包括的な相談支援体制が整備されるよう、市町村等に対して助言等のバックアップを実施します。</p>
<p>在宅医療・介護連携の推進に取り組む市町村への支援 (再掲) (高齢者福祉課)</p>	<p>医療と介護の広域的な連携を図るための場を地域の実情に応じて提供するほか、市町村職員等を対象とした勉強会の開催や医療と介護の連携に関する相談に関する研修等を実施します。</p>